

旅費支給規則

(目的)

第 1 条 この規則は、区役員などに支給する旅費の範囲とその方法について定め、旅費の効率的かつ合理的な執行をはかることを目的とする。

(旅費の計算)

第 2 条 旅費は、最短距離による経路を原則とし、その計算は最も経済的、合理的な路程に従い、区会計が行う。

(財源)

第 3 条 旅費は、区年度予算から支出する。

(支給の範囲)

第 4 条 旅費の支給範囲などについては、別に細則を定める。

(支給の手続き)

第 5 条 旅費の支給は、理事の指示を得て、区会計がその手続きを執る。

2. 区会計は旅費支給者から受領印またはサインを受け、証拠書類として保管する。

(改正)

第 6 条 この規則を改正する時は、西日本区理事の諮問により設けられた特別委員会の審議・答申を経て、区役員会の承認を得なければならない。

2001年4月8日 改正 2003年6月14日 改正

2001年7月1日 施行 2003年7月 1日 施行